

令和4年 北秋田市農業委員会 第7回総会

1. 開催日時 令和4年7月15日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員（30名）

1番 若松一幸	2番 長岐正	3番 長崎成人
4番 佐藤政信	5番 成田博幸	6番 澤藤匠
7番 武石修一	8番 伊東誠子	9番 三澤敏行
10番 杉渕光則	11番 佐藤利子	12番 宮腰文義
13番 齊藤富美雄	14番 佐藤稔	15番 佐藤邦久
16番 木村正彦	18番 堀部栄一	19番 金俊英
21番 近藤裕太	23番 土濃塚謙一郎	24番 佐藤茂延
25番 伊藤鶴一	26番 三沢博隆	29番 中嶋力藏
30番 堀部聡	31番 佐藤篤史	32番 松橋利彦
33番 三浦和憲	36番 長岐一志	37番 後藤久美

4. 欠席委員（6名）

17番 藤島喜美男	20番 武田響一	22番 檜森正
27番 鈴木豊	28番 簾内豊	34番 金田悦子

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	議案第23号	非農地証明交付申請の承認について
第4	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第25号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第6	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第7	議案第27号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

- 第 8 議案第 28 号 北秋田市農業振興地域整備計画変更案に対する意見について
- 第 9 議案第 29 号 北秋田市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について
- 第 10 議案第 30 号 北秋田市農地利用状況調査員設置要綱の制定について
- 第 11 議案第 31 号 北秋田市遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定の制定について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信 主査 佐 藤 裕 和 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

18 番 堀 部 栄 一 19 番 金 俊 英

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和 4 年 北秋田市農業委員会 第 7 回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。17 番藤島喜美男委員、20 番武田響一委員、22 番檜森正委員、27 番鈴木豊委員、28 番簾内豊委員、34 番金田悦子委員の 6 名でございます。また、26 番三沢博隆委員が遅れて来るようなので委員総数 36 名中、29 名の出席となっております、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。

議席番号 18 番堀部栄一委員、19 番金俊英委員にお願いいたします。
それでは案件に入ります。「報告第 1 号会務報告」を事務局よりお願い
します。

事務局 議案書 2 ページをお開きください。
報告第 1 号 令和 4 年 6 月分会務報告。

(令和 4 年 6 月分会務を報告)

議 長 会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議 長 次に報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」事
務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをお開きください。
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について。
農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定により、下
記の届出について受理したことをここに報告する。
令和 4 年 7 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号 3 番まで、合計面積 1,863 m²となります。

議 長 報告第 2 号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、
ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。
議案第 23 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とし、事務
局の説明を求めます。

事務局 議案書 4 ページをお開きください。
議案第 23 号非農地証明交付申請の承認について。

次の土地について、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地である証明申請があったので審議を求める。

令和4年7月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以上、1件、合計面積1,054㎡となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。
議席番号9番三澤敏行委員からお願いいたします。

9番 9番の三澤です。受付番号1番を報告させていただきます。
調査日は7月7日、調査員は6番澤藤委員、10番杉渕委員、11番佐藤委員、12番宮腰委員と私、事務局から日下部局長、佐藤主査、疋田主査の計8名で行いました。
まず、受付番号の1番ですが資料は5ページから7ページになります。
6ページを見てください。申請地は北秋田市民病院の十字路から大野台工業団地方面へ420㎡程進み、そこから未舗装路を合川側に350m程進んだところがありました。数十年前までは耕作していたとのことでしたが、手入れができずに現在に至っているとのことでした。調査の結果、現況は杉や雑木が生え周辺一帯も森林の様相を呈していると思われました。以上です。

議長 議案第23号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をいただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第23号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 8 ページをお開きください。

議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和 4 年 7 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、9 ページの受付番号 5 番まで、合計面積 6,892 m²となります。

なお、これらの件につきましては、別添資料 1 の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

受付番号 1 番と 2 番を議席番号 6 番澤藤匠委員から、受付番号 3 番を議席番号 10 番杉渕光則委員から、また、受付番号 4 番と 5 番を議席番号 11 番佐藤利子委員からお願いいたします。

6 番

6 番の澤藤です。受付番号 1 番と 2 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、三澤委員が報告したものと同様です。

まず、受付番号の 1 番ですが資料 10 ページから 12 ページになります。

11 ページを見てください。申請地は前山と坊沢の間にあり、JR 奥羽本線踏切から坊沢側へ 100m 程進んだところにありました。譲受人が経営規模の拡大のために取得し、育苗で利用するというものでした。調査の結果、周辺の農地利用に悪影響を与えず、地域との調和要件を満たすものと見受けられました。

次に、受付番号の 2 番ですが資料 13 ページから 15 ページになります。

14 ページを見てください。申請地は綴子の下町と国道 7 号線の間で、

JA 配送センターの十字路から大館側に 200m程進んだところにありました。譲受人は経営規模の拡大のために取得し、農地として利用していくとのことでした。調査の結果、周辺の農地利用に悪影響を与えず、地域との調和要件を満たすものと見受けられました。以上です。

10 番

10 番の杉渕です。受付番号 3 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、三澤委員が報告したものと同様です。

まず、受付番号の 3 番ですが資料 16 ページから 18 ページになります。

17 ページを見てください。申請地は旧浦田保育園から 80mほど阿仁側に進んだ場所にありました。昭和 47 年の豪雨災害により、新たに浦田の橋を建築する際に、譲渡人である浦田集落から、譲受人の玉造氏へ代替え地として譲渡されていたものでした。浦田集落が地縁団体となり正式に譲渡できるようになったことから今回、手続をするものです。経緯を踏まえ、譲受人からの依頼での譲渡となり、取得後はそばなどを栽培することでした。調査の結果、周辺の農地利用に悪影響を与えず、地域との調和要件を満たすものと見受けられました。以上です

11 番

11 番の佐藤です。受付番号 4 番と 5 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、三澤委員が報告したものと同様です。

まず、受付番号の 4 番ですが資料 19 ページから 21 ページになります。

20 ページを見てください。申請地は阿仁湯口内スキー場から 300m程森吉側へ進み、湯口内集落の道路に入ってすぐのところがありました。譲渡人からは、すでに分家している者への贈与とすることで、譲受人は受贈したものを引き続き農地として利用するということでした。調査の結果、周辺の農地利用に悪影響を与えず、地域との調和要件を満たすものと見受けられました。

次に、受付番号の 5 番ですが資料は同じく 19 ページから 21 ページになります。

20 ページを見てください。申請地は阿仁湯口内スキー場から 30mほど森吉側へ進んだところにありました。譲渡人からは、すでに分家している者への贈与とすることで、譲受人は受贈したものを引き続き農地として利用するということでした。調査の結果、周辺の農地利用に悪影響を与えず、地域との調和要件を満たすものと見受けられました。以上です。

議長

議案第 24 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員から

も説明いただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

1 番 1 番の若松です。現地調査に行かれた委員の報告で、地域との調和要件という言葉始めて聞いたが、どういうものですか。

事務局 資料1をご覧ください。こちらは農地法第3条調査書ですが、第7号に地域調和とありまして、現地調査で確認が必要となる項目であり、明確にするためにあえて報告していただきました。

15 番 15 番の佐藤（邦）です。浦田自治会は農地を持てる団体か、また、代替地となった経緯をもう少し詳しく教えてください。

事務局 元々、集落の土地として数名の共有名義の土地でしたが、自治会が地縁団体となり、自治会名義で登記取得できるようになったことから自治会の土地となっているものです。経緯としましては、昭和47年の豪雨災害により既存の橋が壊れ、新たに浦田橋を建築する際に、今回譲受人の農地が事業用地として必要になったため、代替地として集落の土地であった今回申請地と交換したというものです。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第24号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書22ページをお開きください。
議案第25号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見につい

て。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和4年7月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号3番まで、合計面積3,151㎡となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

受付番号1番と2番を議席番号9番三澤敏行委員から、受付番号3番を議席番号12番宮腰文義委員からお願いいたします。

9番

9番の三澤です。受付番号1番と2番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程報告したものと同様です。

まず、受付番号の1番ですが、こちらは2番と関連があります。資料23ページから26ページになります。

24ページを見てください。申請地は北秋田市民病院の十字路から大野台工業団地方面へ420㎡程進んだところにありました。申請者は農家住宅の敷地として使用しており、転用の追認となります。調査の結果、周辺の農地に係る経営条件に支障を生ずる恐れがないと見受けられました。

次に、受付番号の2番ですが資料23ページから26ページになります。

24ページを見てください。申請地は先程と同じ場所となり、個人農業用施設の敷地として使用しており、転用の追認となります。調査の結果、周辺の農地に係る経営条件に支障を生ずる恐れがないと見受けられました。以上です

12番

12番の宮腰です。受付番号3番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程報告したものと同様です。

まず、受付番号の3番ですが資料27ページから30ページになります。

28ページを見てください。申請地は木戸石集落内に隣接する農地にありました。申請者は農業用機械置場に供するための転用とのことでした。調査の結果、申請に係る農地を当該用途に供することが確実であること、

周辺の農地に係る経営条件に支障を生ずる恐れがないと見受けられました。以上です

議 長 議案第 25 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

31 番 31 番の佐藤（篤）です。不許可の例外規定とはどういうことですか。

事務局 原則不許可であるが農地の転用を例外的に許可できる規定があり、申請ごとに適用した規定を記載しております。農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イには「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。」と規定されています。また、農家住宅については「地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるもの」に該当し、この場合、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」が適用した規定となります。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 25 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 31 ページをお開きください。

議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

て。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和4年7月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計面積938㎡となります。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

受付番号1番を議席番号12番宮腰文義委員から、受付番号2番を議席番号10番杉渕光則委員からお願いいたします。

12番

12番の宮腰です。受付番号1番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程報告したものと同様です。

受付番号の1番は、4条の2番と関連があります。資料は27ページから30ページになります。

28ページを見てください。申請地は木戸石集落内の農地にありました。貸付人は借受人である法人の代表者であり、個人で所有している農地を代表となっている法人へ貸付ける形となります。4条の3番での申請と同じく、農業用機械置場に供するための転用とのことでした。調査の結果、申請に係る農地を当該用途に供することが確実であること、周辺の農地に係る経営条件に支障を生ずる恐れがないと見受けられました。以上です。

10番

10番の杉渕です。受付番号2番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程報告したものと同様です。

受付番号2番は、3条の3番と関連があります。資料は32ページから35ページになります。

33ページを見てください。申請地は旧浦田保育園から80mほど阿仁側に進んだ場所にありました。こちらも3条の3番とおなじく、浦田集落の橋を建築する際の代替地として申請者が譲り受けた土地で、農作業機械の保管および資材置場に供するために使用されていた部分の追認となり

ます。調査の結果、周辺の農地に係る経営条件に支障を生ずる恐れがないと見受けられました。以上です。

議 長 議案第 26 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 26 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 36 ページをお開きください。
議案第 27 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 7 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

事務局 今回は、一括方式のみとなります。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、39 ページの受付番号 7 番まで、合計面積 41,183 ㎡となります。

以上の議案第 27 号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第 27 号につきまして事務局の説明が終わりました。何かご質問、

ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 27 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 28 号「北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 40 ページをお開きください。
議案第 28 号北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見につい
て。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定
により変更案について意見を求める。

令和 4 年 7 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

詳細については担当より説明申し上げます。

(担当説明)

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご
意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。
議案第 28 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 ここで、議事日程についてお諮りします。

議案第 29 号から議案第 31 号は、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め一括上程いたします。

議案第 29 号「北秋田市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について」、議案第 30 号「北秋田市農地利用状況調査員設置要綱の制定について」並びに議案第 31 号「北秋田市遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定の制定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 51 ページをお開きください。

議案第 29 号北秋田市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について。

農地法第 30 条による利用状況調査の実施にあたり、北秋田市農地パトロール（利用状況調査）実施要領を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 7 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、全国農業委員会ネットワーク機構より示された「農地パトロール（利用状況調査）実施要領」により、実施期間や調査方法等を明確にした実施要領を農業委員会の総会等で決定し実施するものとされていることから、別紙のとおり提案するものです。

続きまして、54 ページをお開き下さい。

議案第 30 号北秋田市農地利用状況調査員設置要綱の制定について。

農地法第 30 条による利用状況調査の実施にあたり、北秋田市農地利用状況調査員設置要綱を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 7 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、全国農業委員会ネットワーク機構より示された「農地パトロール（利用状況調査）実施要領」により、手当等の支払いを定めた設置要綱等を農業委員会の総会等で決定し委嘱することとされていることから、別紙のとおり提案するものです。

この要綱については平成22年8月9日に制定済みとなっておりますが、北秋田市農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定に伴い関連条文の整合等を図るため新たに制定し、附則で旧要綱を廃止するものです。

続きまして、58ページをお開き下さい。

議案第31号北秋田市遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定の制定について。

農地法第32条による利用意向調査の実施にあたり、北秋田市遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年7月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、全国農業委員会ネットワーク機構の「農地パトロール(利用状況調査)実施要領」で示された利用意向調査の手続き方法により調査を実施するため、別紙のとおり提案するものです。

これら関連する3件につきましては、これまでも実施してきた農地パトロールや農地利用状況調査員の設置、さらにはパトロール結果に基づく利用意向調査について定めるものですが、実施方法等が変わるというものではありません。公正性や透明性の確保という観点からも本市農業委員会としてきちんと整備しておく必要があるというものです。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

30番 30番の堀部です。それぞれ現行からの変更点をお知らせください。

事務局 議案第29号及び議案第31号については新規制定となります。議案第30号については、第2条(職務)の(4)の文中「利用状況調査実施要領」が「北秋田市農地パトロール(利用状況調査)実施要領」に、また、10条(手当)の第2項を「手当は、日額7,700円とし、毎月一括して支払う。」から「手当は、北秋田市作業員等基準報酬日額の(区分)労働Ⅲに準じる金額とし、調査終了後に一括して支払う。」に、別表の地区名を「第一地区、第二地区、第三地区、第四地区、第五地区」から「鷹巣第1地区、鷹巣第2地区、合川地区、森吉地区、阿仁地区」に改定しております。

1 番 1 番の若松です。52 ページの北秋田市農地パトロール（利用状況調査）実施要領について、第 3 条の主体的に行う（1）から（9）までの事項ですが、私の認識だとこれまで（1）、（4）、（9）しかやってこなかったと思います。その他全ての確認をすることになると相当なボリュームになるとと思います。特に（2）、（3）だけでも年間数百件ある。これを確認して歩くのか。

事務局 これまでも、実施の対象や内容とされていたもので、その中の項目を絞ってやるというのは、利用状況調査として不備と考えます。これまでやってこなかったところを実際どのような方法でやっていくかは、対象農地の把握も含め検討・準備中です。全ての農地が対象ですので、今後の利用意向調査に支障が出ないように、また、皆さんの負担が大きくなる確認の仕方などをお示ししながらやっていきたいと思えます。この要領が全てではなく、法や各種通知に係る内容が記載されており、纏めるとこのようになるとご理解いただきたい。

1 番 （2）や（3）の履行状況の確認というのは、（1）の遊休農地として挙げてこなければ履行されているものという認識でよいですか。

事務局 おっしゃる通りだと考えております。

議 長 転用の場合は、完成まで途中の履行状況を文書で報告することになっていますので、提出が無いと調査が必要となる可能性があります。

7 番 7 番の武石です。議案第 31 号の利用意向調査についてですが、農地中間管理事業を利用するという意向が示された場合、機構は受けてくれるのですか。

事務局 機構に通知後、機構の借受け規定に合致すれば受けてもらえることとなります。

7 番 受け手が居なければ受けてくれないという、今までと何ら変わらないということですか。

事務局 機構が受けず戻ってきた場合は、農業委員会で農地に該当するかの判断を行うことになっています。農地だという判断になり状態が改善されていなければ1年後にまた調査の対象となります。

24番 24番の佐藤です。何だかよく分からないのですが、聞いていると今までと何ら変わらないようにも思えます。ただ、文書にすると、今は話をし
てやっているのでもいいのですが、今後新しい内容が出てきた場合に今回のように通すことができるか疑問です。全ての農地が対象ということも出てきますが、到底我々の力ではできないと思っています。今までと差ほど変わらないという話を聞いて安心してはいますが、法の下に作られたものだと思いますが、あえて要領を制定しなくても良い気がします。知らない間にだんだんおかしい状態に変わってきているような気がします。

23番 23番の土濃塚です。パトロールした後の指導はできるのですか。

事務局 53ページを見てください。遊休農地については、機構との協議を勧告
します。草刈り等の管理が悪く病害虫の発生などにより周辺の営農に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合は、農地法第42条第1項の規定で市町村長が必要な措置命令を行うことができます。程度によりますので、農業委員が複数で確認するなどして対応すべきと考えます。

23番 パトロールを行った後そのままだと、何のためのパトロールかということになりかねないので、参考までに伺ったところでは。

議長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。

議案第29号、議案第30号及び議案第31号は、いずれも原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして7月の定例総会を閉会します。